

意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-60	歯科用機械器具

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-60	全	歯科用機械器具
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
咬合器	歯科用インプラント	
歯科用鑄造機	人工歯	
定義		
歯科用機械器具の雑。歯科技工士用機械器具も含む。		
J7-60 登録 11113834 「インプラント」 	J7-60 登録 1174414 「歯科インプラント用アパットメント」 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">未発行</div>	J7-60 登録 1167184 「歯科用咬合器」 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
工具(K1)のうちペンチ、携帯用電気グラインダーのハンドピース部(K1-3210)等が 参考対象分野として懸念されることがまれにある。		
過去に分類した物品の名称		